

4. 配当等により利益の流出が行われないための方策等

基本的考え方

弊行は、新たなスタートに当たり、経営の安定化や事業基盤の拡充のための再投資余力の拡大等の観点から、当面は利益の内部留保に留意した運営に努めます。強固な財務基盤を維持し、利益を拡大していくこと等を通じて、弊行の信用力ならびに株式価値を高め、公的資金による投下資本の回収が容易となるよう努力してまいります。

配当についての考え方

今後の配当につきましては、早期に復配をおこない、その水準については収益動向等の経営成績や将来の見通しの観点によるほか、安全性や内部留保とのバランスにも留意して運営してまいります。

役員報酬・賞与についての考え方

役員報酬・賞与については、企業業績やその貢献度に応じた配分を基本とし、株主価値の向上に直結する体系としていく方針です。なお、社外取締役につきましては、弊行が再建途上にあることに鑑み、格段の協力をお願いしていく予定です。

なお、今後の役員賞与につきましては、利益金処分としての性質から現時点での本計画の計算上はゼロとしておりますが、収益動向等の経営成績および将来の見通しを慎重に検討した上で、支給をおこなうこともあります。

《配当について》

普通株式の配当については、以下のとおりとします。

弊行は、以下の条件を満たす場合に限り、必要に応じて修正された経営健全化計画を提出し、審査を求めることができるものとします。

- 条件 1 強制転換までに十分な消却財源が確保され、かつ、普通株式の配当を行っても将来の消却財源の確保に支障が生じないと認められる合理的な経営健全化計画であること。
- 条件 2 普通株式の配当利回りについては、優先株式の配当利回りを上限とすること。この場合、弊行の普通株式の配当利回りは、新規株式公開前は株式売買契約第3.1(2)に従ってニュー・LTCB・パートナーズが引き受ける普通株式の発行価格を基準に計算し、新規株式公開後はその時点の市場価格を基準に計算するものとする。
- 条件 3 その時点において有効な経営健全化計画における当該年度の当期利益が確保されない場合（その時点において有効な経営健全化計画における累積的な利益が確保されない場合を含む。）には、配当を行わないこととすること。

なお、経営健全化計画に普通株式の配当を行うことが記載されている場合であっても、配当する年度において有効な経営健全化計画における当該年度の当期利益が確保されない場合（その時点において有効な経営健全化計画における累積的な利益が確保されない場合を含む。）には、当該年度の配当は行わないこととします。

その時点において有効な経営健全化計画に特定の年度に関する普通株式の中間配当または通年の配当についての規定がない場合、弊行は、当該年度の実際の利益及び当該年度までの累積的な利益がその現行の経営健全化計画に定める水準を超えている場合に限り（条件2に定める利回りの上限を超えない範囲内で）当該年度に関する普通株式の配当を支払うことができるものとします。但し、強制転換までに十分な消却財源が確保され、かつ、普通株式の配当を行っても将来の消却財源の確保に支障が生じないと認められる場合に限るものとします。

《利益をもってする消却について》

本優先株式の利益をもってする消却については、以下のとおりとします。

優先株式（＊）のみを消却する場合

下記の条件を満たした場合、弊行はいつでも、優先株式を全部でも一部でも、消却することができるものとします。

- 条件 1 消却後、弊行が十分な自己資本を維持できる、と金融監督庁又はその承継機関が判断するものであること。
- 条件 2 当該消却により全ての優先株式が消却されない場合、消却後に残る優先株式に関する弊行の消却等のための財源計画について金融再生委員会又はその承継機関が適切と判断するものであること。
- 条件 3 優先株式の公正な市場価格又は400円のいずれか高い価格で消却すること。

優先株式と普通株式をあわせて消却する場合

弊行は、以下の条件を満たす場合に限り、将来改訂される経営健全化計画に、普通株式と優先株式とを合理的な比例的按分により消却すること（この場合、普通株式及び優先株式それぞれの公正な市場価格の総額に基づき按分する。）を記載することができるものとします。

- 条件 1 消却後、弊行が十分な自己資本を維持できる、と金融監督庁又はその承継機関が判断するものであること。
- 条件 2 当該消却により全ての優先株式が消却されない場合、改訂される当該経営健全化計画において、弊行が強制転換までに十分な優先株式の消却財源を確保することができ、かつ、当該消却を行っても将来の消却財源の確保に支障が生じないと認められること。
- 条件 3 優先株式は、その公正な市場価格又は400円のいずれか高い価格で消却すること。
- 条件 4 その時点において有効な経営健全化計画における当該年度の当期利益が確保されない場合（その時点において有効な経営健全化計画における累積的な利益が確保されない場合を含む。）には、利益をもってする消却を行わないこととすること。

（＊）株式売買契約書第3.2(3)に従って発行された優先株式をいう。以下同じ。

5. 資金の貸付けその他信用供与の円滑化の方策

(1) 特別公的管理期間での運営

弊行は、特別公的管理の下、不適と判定された貸出関連資産については、整理回収機構への売却等による処理を進めることにより、抜本的な不良債権処理をおこなました。これに伴い、国内貸出残高は大幅に減少いたしました。

一方、適資産につきましては、善意かつ健全な借り手の保護という金融再生法の趣旨に則り、円滑な信用供与に最大限の努力をおこないました。しかしながら、一部景気に好転の兆しが見え始めつつあるものの、全般に資金需要が減退したままの経済状況が続いたことから借入需要は弱く、また顧客側にも特別公的管理銀行に対する先行きの不安心理もあり、平成11年度につきましては不良債権処理等による特殊要因を除いたベースでも、前年度末比約1兆円の貸出減となる見込みです。

(2) 今後の資金の貸付けその他信用供与の円滑化の方策

弊行としましては、資産判定において適資産とされた貸出関連資産については保有を継続するとともに、これらの顧客に対しては引き続き適切な融資を継続し、信用供与の円滑化を図っていく方針です。

また、中堅・中小企業を含めた健全な借り手の資金調達の円滑化のため、適時適切な資金供給をおこなっていくと同時に、下記分野等で、国内外金融機関との提携も視野に入れながら、革新的な金融商品・サービスを提供していくことで、顧客の資金ニーズに積極的に応えていきたいと考えております。また、住宅ローンを始めとした個人向けローンへの取り組みも強化してまいります。

- ・直接金融ニーズに対応した証券化業務
- ・新しい資金調達ニーズに対応したストラクチャード・ファイナンス業務（ノンリコースローン、LBO、MBO等）
- ・産業や企業育成のための投資業務
- ・取引先の資本市場へのアクセスに対するサポート

(3) リスク・リターンに基づいた与信運営

弊行は、個々の与信先の信用リスクを勘案したリスク・リターンに基づいた金利（スプレッド）ガイドラインを設定しており、信用力が比較的低位にある取引先に対しても、リスクに見合った適切なリターンを確保することにより、弊行資産の健全性を確保しつつ円滑な資金供給に努める方針です。

(図表10)貸出金の推移

		11/3月末 実績 (A)	11/9月末 実績 (B)	末平比率	12/3月末 見込み (C)	(億円) 13/3月末 計画 (D)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	125,316	92,695	81.2%	78,000	81,000
	インパクトローンを除くベース	124,210	91,990	81.3%	77,000	80,000
中小企業向け(注1)	インパクトローンを含むベース	61,224	36,145	66.5%	26,700	26,900
	インパクトローンを除くベース	60,877	35,964	66.6%	26,600	26,800
うち保証協会保証付貸出		—	—	—	—	—
個人向け		1,424	1,203	89.5%	1,200	3,200
うち住宅ローン		592	527	94.7%	500	2,500
その他		62,667	55,347	94.8%	50,100	50,900
海外貸出(注2)		10,832	3,595	49.2%	2,000	2,000
合計		136,148	96,290	79.3%	80,000	83,000

		11/3月末 実績 (A)	11/9月末 実績 (B)+(F)	末平比率	12/3月末 見込み (C)+(G)	(億円) 13/3月末 計画 (D)+(G)+(H)
国内貸出	インパクトローンを含むベース	125,316	118,535		115,392	118,392
	インパクトローンを除くベース	124,210	117,714		114,392	117,392
中小企業向け(注1)	インパクトローンを含むベース	61,224	58,106		57,571	57,771
	インパクトローンを除くベース	60,877	57,810		57,471	57,671

(注1)中小企業とは、資本金1億円(但し、卸売業は30百万円、小売業、飲食業、サービス業は10百万円)以下の会社または常用する従業員が300人(但し、卸売業は100人、小売業、飲食業、サービス業は50人)以下の会社を指す。

(注2)海外店貸出+国内店の非居住者向外貸貸出。当該期の期末レートで換算している。

	10年度中 実績 (E)	11/上期中 実績 (F)	11年度中 見込み (G)	(億円)()内は うち中小企業向け 12年度中 計画 (H)	
				(G)	(H)
貸出金償却	236 (217)	83 (19)	83 (19)	— (—)	— (—)
CCPC向け債権売却額	128 (128)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
債権流動化(注3)	▲3,678 (▲ 644)	714 (▲ 35)	714 (▲ 35)	0 (0)	0 (0)
会計上の変更(注4)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
協定銀行等への資産売却額(注5)	— (—)	25,043 (21,976)	36,595 (30,887)	— (—)	— (—)
その他不良債権処理関連	171 (70)	— (—)	— (—)	— (—)	— (—)
計	▲3,143 (▲ 230)	25,840 (21,961)	37,392 (30,871)	0 (0)	0 (0)

(注3)一般債権流動化のほか、債権の証券化を含む。

(注4)会計方法の変更により資産から控除される間接償却部分等。

(注5)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた協定銀行等への債権売却額。

6. 株式等の発行等に係る株式等および借入金につき利益をもつてする消却、払戻し、償還又は返済に対応することができる財源を確保するための方策

(1) 消却、払戻し、償還又は返済についての考え方

弊行は、健全化法の趣旨に基づき、公的資金導入による自己資本強化を通じて、経営の安定性を確保するとともに、収益力向上を図ることで十分な利益を確保してまいります。また、企業価値や市場評価を高めていくことにより、公的資金による投下資本の回収が可能となるよう努力してまいります。

今回の計画においては、当初2年間程度は事業基盤の再構築を図り、概ね3年度目以降に再建を軌道に乗せることを目標としております。

このような施策により、安定的な収益成長を図り、内部留保は確実に蓄積されていく見込みであり、仮に利益による消却をおこなったとしても十分な資本勘定が維持される見込みです。

《税引前当期利益・剰余金（単体）および連結資本勘定の見込》

（億円）

	13年 3月末	14年 3月末	15年 3月末	16年 3月末	17年 3月末	18年 3月末	19年 3月末
税引前当期利益	690	378	586	724	763	819	867
剰余金	690	944	1,447	2,089	2,769	3,505	4,290
連結資本勘定	5,432	5,714	6,243	6,919	7,651	8,411	9,244

(2) 収益見通し

今後の収益計画とその主要前提条件が変化した場合の変動見通し

(図表11) 収益見通し

(億円)

	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
基準シナリオ(A)	▲430	190	478	686

(注)収益は全て実質業務純益(除く一般貸倒引当金繰入)ベース。

主要前提条件

	12/3月末	13/3月末	14/3月末	15/3月末
短期金利(3M円TIBOR)	0.27%	0.61%	1.10%	1.72%
長期金利(5Y円SWAP)	1.37%	1.83%	2.24%	2.50%
期末株価	17,500円	17,500円	17,500円	17,500円
期末為替レート(円ドル)	106円	106円	106円	106円

基準シナリオに対する変動見通し

(億円)

	12/3月期	13/3月期	14/3月期	15/3月期
楽観的シナリオ(B)	▲430	220	568	841
変化額(B) - (A)	+0	+30	+90	+155
悲観的シナリオ(C)	▲430	120	338	506
変化額(C) - (A)	0	▲70	▲140	▲180

■ 楽観的シナリオは以下のとおり設定しました。

《景気》 早期に景気回復基調へ。

《金利》 緩やかに上昇。

《貸出》 景気回復に伴い資金需要が回復し、15/3期末残高は12/3期比1兆円増加。

《手数料等新規業務》 新規業務が順調に拡大し、基準シナリオ比30%増加。

■ 悲観的シナリオは以下のとおり設定しました。

《景気》 景気回復にもたつき。

《金利》 景況感悪く、低金利継続。

《貸出》 資金需要が弱含み、15/3期末残高は12/3期比1兆円減少。

《手数料等新規業務》 新規業務の拡充・収益化がやや遅れ、基準シナリオ比30%減少。

リスク調整後の部門別収益率の見通し

金融機関にとっては、リスク管理は経営の最重要課題であり一層の強化を図ります。既述のとおり、与信業務については、個別案件毎に企業格付けや期間・担保等の貸出条件に応じた信用リスク額を算出してリスク調整後での収益性を評価する枠組みを構築しております。また、ALMにおける金利リスク管理や市場（トレーディング）部門における市場リスクについてはVaR法を始めとしたリスク管理を採用しており、リスク・リターンの向上へ向けた管理、運営をおこなっております。

弊行としましては、引き続きリスク調整後収益の向上を目指して収益・リスク管理の精緻化、高度化を推進していくことで、収益力を高めていく方針です。

7. 財務内容の健全性および業務の健全かつ適切な運営の確保の方策

(1) 各種リスク管理の状況

弊行は、バブル期の不良債権発生についての教訓等から、リスク管理を経営の最重要課題と位置付け、経営陣の積極的な関与の下、管理体制の強化・高度化に注力してまいりました。

具体的には、リスク管理専担部署の設置や役割分担の明確化等を通じ、相互牽制機能を発揮しうる組織・権限体系、諸規程を整備するとともに計量モデル等手法の高度化を図っております。

《信用リスク》

弊行では行内企業格付（「信用ランク」）制度が確立しており、信用ランク毎に信用リスクを計量化し、リスクを考慮に入れた適正な貸出スプレッドの算出やポートフォリオ分析を実施しております。これにより、適切な経営資源の配分をおこなうほか、リスク考慮後での安定的な収益力の向上を図っております。

リスク管理にかかるポリシー・手続きの整備については、基本的な指針として「クレジットポリシー」を定めているほか、業務運営の基準や国内与信のガイドラインを制定し、具体的な業務運営、与信判断等の基準を明文化しています。

与信業務運営については特定業種への集中の回避を始めとして、健全性、収益性および効率性の観点から、平成11年度上期よりリスク統轄部によるポートフォリオにおける数値目標の提言とそのモニタリングを実施しています。

貸出金の自己査定については取締役会で決定された自己査定基準に基づき、営業店、審査部門を経て、与信管理部が監査をおこなう体制を確立しています。

《市場リスク》

市場リスク計測・管理手法は、統一的にVaR法を採用しているほか、ベーシスポイントバリュー等のセンシティビティ分析により、市場リスクの評価・管理を実施しております。市場リスクにかかる取引部署毎の状況（ポジション、損益等）については、日次でフロントから独立したリスク統轄部より経営陣宛報告されるほか、週次で「マーケット業務会議」を開催し、市場リスク運営に係る実績のレビューと方針の策定・検討をおこない、さらに経営陣宛報告をおこなう体制としております。

また、デリバティブ・ポートフォリオの時価評価・リスク管理体制に関しては、外部専門家によるコンサルティングを実施するなど、さらなる管理体制の高度化に取り

組んでおります。

《事務関連リスク》

平成11年2月の組織改正により、オペレーションおよびシステム等インフラにかかるリスクに関しては、金融インフラ部門にて一元管理する体制としました。

オペレーションリスクについては事務管理部を中心に管理体制の整備に取り組んでおります。業務毎に手続きを定め、手続きに沿った厳正な運用を行うべく、指導・点検をおこなっております。

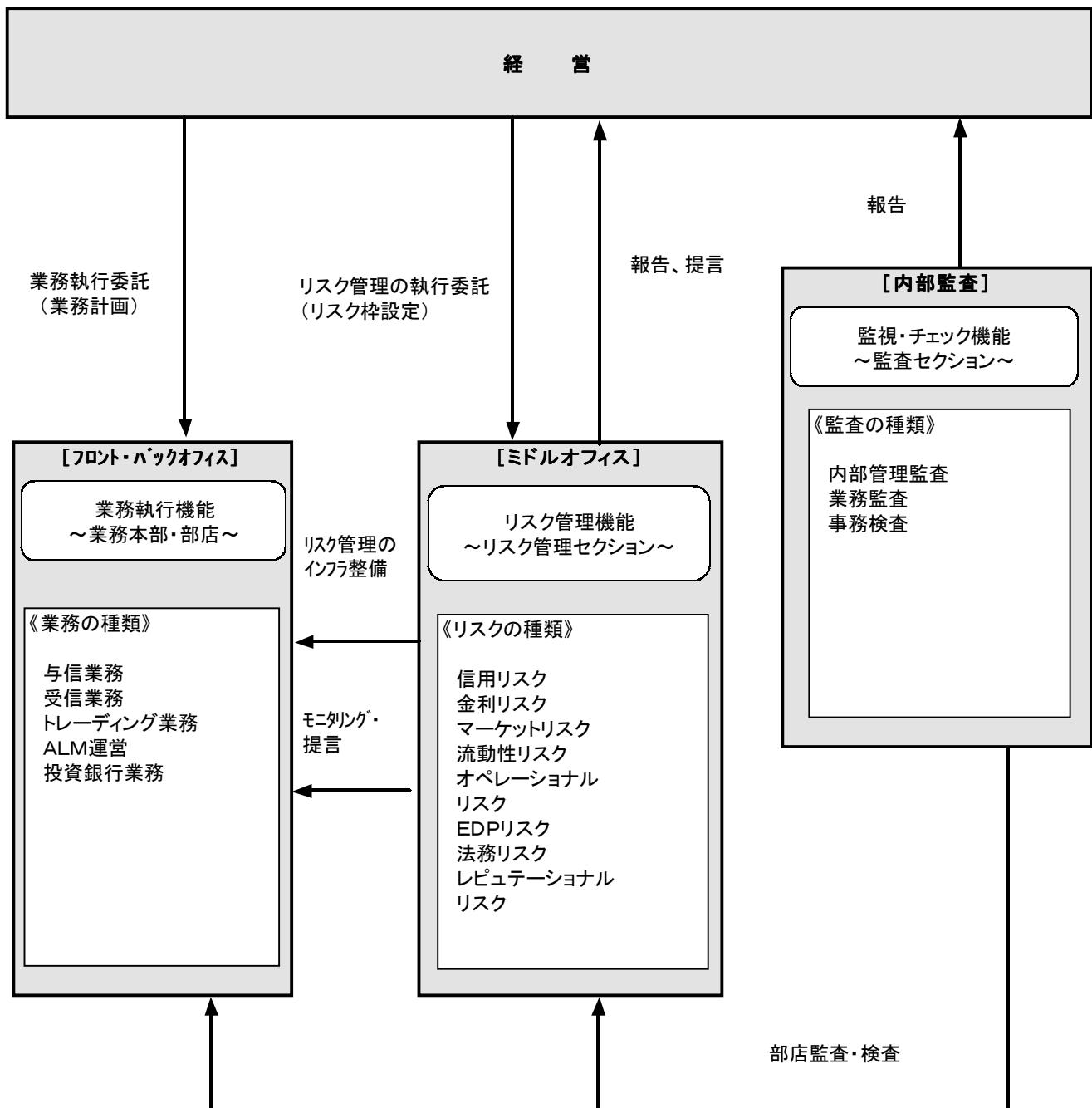
さらに、検査部において原則年1回、営業部店、関連本部の検査を実施しております。

《その他》

法務・コンプライアンスリスクについては、法務・コンプライアンス統轄部において一元的に管理しており、法務相談、コンプライアンス判断、全部室店において任命されたコンプライアンスオフィサーの統轄、指導等により、銀行全体の法務・コンプライアンス知識の浸透が図られる体制としています。

コンピュータの西暦2000年問題については、単に情報システムにかかるリスクのみではなく、金融機関の経営全般にかかるリスクを内包していると認識し、副頭取の管理・監督の下に全行的に取り組みをおこなうため、「西暦2000年問題プロジェクトチーム」を設置し、万全の対応を図りました。

《弊行のリスクマネジメント体制》



(図表12)リスク管理の状況(平成12年3月現在)

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去一年間に見られた改善を要する事項の件数および概要
信用リスク (カントリーリスクを含む)	審査部 (営業管理室) (海外管理・審査室) リスク統轄部 与信管理部	個別案件審査および管理 要注意先等についての業況等管理、案件審査 カントリーリスクの審査・管理 海外案件の審査・管理 信用リスク計量化・モニタリング ガイドライン等ポリシーの制定 (営業、審査セクションから独立) 資産の自己査定の監査・検証 (審査セクションから独立した監査セクション)	<ul style="list-style-type: none"> 健全性・収益性・効率性の観点からポートフォリオ運営に係る数値目標提言 信用リスクポートフォリオの月次モニタリング報告体制確立
金利(ALM)リスク	総合資金部 リスク統轄部 管理部	バンキング勘定における資金・債券オペレーション リスクの測定・評価 総合業務管理 <ul style="list-style-type: none"> 半期に一度、全体のリスク限度を経営委員会にて決定し、リスク統轄部が評価・監視 オン・オフ統合管理によるリスク量の把握 「マーケット業務会議」において、月次で実績を関連担当役員に報告すると共に方針を検討 個別本支店レートを適用し、金利リスクを本部に集中し、部門別収益管理を実施 	
マーケットリスク	金融市場営業部 総合資金部 リスク統轄部 管理部 マーケット管理部	トレーディング勘定に係るオペレーション バンキング勘定に係るオペレーション リスクの測定・評価 公正価値の算定 トレーディング業務バックオフィス <ul style="list-style-type: none"> 半期に一度、経営委員会で決定された全体のリスク限度額をもとにポジション枠、ロスリミットを各担当トレーダー毎に設定 マーケットリスク運営の基本ポリシーは「市場リスク運営マニュアル」にて制定 収益状況・保有リスク量等を日次で関連役員宛電子メールを利用し毎日報告 実績については別途経営委員会に週次報告 	<ul style="list-style-type: none"> デリバティブリスク管理体制に係る外部監査の実施と指摘事項への対応 (Libor-Tiborスプレット評価・管理体制構築)
流動性リスク (資金流動性リスク) (市場流動性リスク)	総合資金部 リスク統轄部	<ul style="list-style-type: none"> 資金流動性リスクについてはリスク統轄部のモニタリングの下、総合資金部にて把握された資金繰り状況、ギャップを日次で電子メールを利用し、関連役員宛報告。別途「マーケット業務会議」にて週次で説明を実施。 市場流動性リスクについては新規商品取り扱い開始時に「新商品コミッティ」にて業務運営上の制限の可否につき検討。 半期に一度、プロダクト別、通貨別割振りを取締役会で決定された全体の限度額をもとに担当役員が決定し、リスク統轄部が評価、監視 	<ul style="list-style-type: none"> 「資金流動性リスク管理ポリシー」制定

	リスク管理部署	現在の管理体制	過去一年間に見られた改善を要する事項の件数および概要
オペレーションリスク	事務管理部 検査部	<ul style="list-style-type: none"> 事務手続きの制定、継続的なレベルアップ 店内検査(年1回以上)の実施と検査部による原則年1回の店内検査の実施 臨店検査結果は監査委員会で審議の後、取締役会宛報告 大規模障害時の対応として「オンライン障害時取扱手続」を制定 	<ul style="list-style-type: none"> 事務事故手続きの制定 登録事務におけるISO継続取得
EDPリスク	システム企画部 検査部システム監査室	<ul style="list-style-type: none"> FISC安全対策基準に準拠した安全対策を実施 同基準に準拠し、システムリスク管理に係る基本方針である「情報システムセキュリティポリシー」および「システム開発及び保守手続」を制定 検査部システム監査室が都 2000年問題に対しては「西暦2000年問題対応プロジェクトチーム」を中心に対応 	<ul style="list-style-type: none"> コンピュータ2000年問題 コンテインジエンシープラン策定
法務リスク	法務・コンプライアンス統轄部	<ul style="list-style-type: none"> 法務・コンプライアンス統轄部(法務室)にて法務問題を統括管理。調査・研究および営業店指導を実施 同部が各部店毎に配置しているコンプライアンスオフィサーを統括するとともに、「倫理規程」「コンプライアンスガイドライン」および「コンプライアンスマニュアル」を制定、全行員に対し、徹底 	<ul style="list-style-type: none"> コンプライアンスガイドライン制定、コンプライアンスマニュアル制定
レビューションリスク	広報部 法務・コンプライアンス統轄部	<ul style="list-style-type: none"> ティスクリージャー誌、ホームページ等あらゆる機会を捉え、当行の現状および戦略についての正確な情報提供を実施 緊急時のマスコミ対応 	

（2）資産運用にかかる決裁権限の状況

与信・準与信（対顧デリバティブ取引等）取引、株式の取得・処分等にかかる決裁権限については、決裁金額および各条件に応じ、リスク管理部門長、審査部長、営業部店長の各決裁権限を定め厳格に運営しております。

重要または異例な与信案件については与信政策委員会における審議を経た後、経営委員会にて決裁する体制としています。

ALM・市場取引にかかる決裁権限については、経営委員会において決定された弊行全体および各部門全体のリスク限度額をもとに、部門長、部長等の枠配分権限者がそれぞれ下位職位にある者に順次自らの権限内で移譲をおこなう形で定めております。

これら手続きについては「市場リスク運営マニュアル」および「統一ポジション運営ルール」において具体的に定めています。

（3）行内企業格付け、ローン・グレーディングによる管理の状況

行内企業格付け制度（信用ランク制度）は弊行における信用リスク管理の根幹となるシステムとして確立しております。弊行では、取引先の信用力を財務データ等に基づき採点評価し、11の信用区分に配分して表示した上で、最新の業績・決算等に基づいて原則最低年1回の洗い替えを実施しております。また、以下のとおり自己査定における債務者区分とも平仄のあった体系となっております。

信用ランク（企業格付け）は与信決裁権限、案件事後管理、担保管理等の基準として利用される他、信用ランク別ポートフォリオ（信用ランク別上限額）の観点からの資産構成モニタリング、貸出金利（スプレッド）ガイドラインの基準としても活用されております。

《企業格付け制度（信用ランク制度）の概要》

信用ランク	適 用
R 1	信用力が極めて高位
・	・
・	・
・	・
R 7	信用力が極めて低位
R 8	予防的管理先
S 1	自己査定における要注意先
S 2	自己査定における破綻懸念先
S 3	自己査定における破綻先及び実質破綻先

(4) 資産内容

金融機能の早期健全化のための緊急措置に関する法律第3条第2項措置後の財務内容

(図表13)法第3条第2項の措置後の財務内容

	10/3月末 実績 (億円)	11/3月末 実績 (億円)	11/9月末 実績 (億円)	12/3月末 見込 (億円)	保全部分を除
破産更生債権 及びこれらに 準ずる債権		35,421	16,673	1,600	回収不能額・回収不能見込額を全額引当
危険債権		10,111	9,073	8,900	回収不能となる可能性のある金額に対して 貸倒実績率に基づき引当(70%程度を目処)
要管理債権		1,292	4,375	8,200	信用額に対し貸倒実績率に基づき引当
正常債権		104,759	78,103	68,000	正常先・要注意先各々の信用額に対して貸 倒実績率に基づき引当

《引当金の状況》

	10/3月末 実績 (億円)	11/3月末 実績 (億円)	11/9月末 実績 (億円)	12/3月末 見込 (億円)
一般貸倒引当金	308	4,137	2,207	3,520
個別貸倒引当金	7,069	32,326	18,441	5,900
特定海外債権引当勘定	7	105	10	10
貸倒引当金	7,383	36,568	20,658	9,430
債権売却損失引当金	175	975	1,002	—
特定資産処分損失引当金	—	797	517	—
合 計	7,558	38,340	22,178	9,430

全銀協統一開示基準

(図表14)リスク管理債権情報

(億円)

	10/3月末 実績	11/3月末 実績	11/9月末 実績	12/3月末 見込
破綻先債権額(A)	2,185	7,595	11,119	900
延滞債権額(B)	6,508	22,580	10,766	9,000
3ヶ月以上延滞債権額(C)	1,558	2,309	198	400
貸出条件緩和債権(D)	3,534	2,278	4,177	7,800
金利減免債権	628	999	261	200
金利支払猶予債権	100	44	—	—
経営支援先に対する債権	1,514	—	—	—
元本返済猶予債権	—	—	3,916	5,500
その他	1,292	1,235	—	2,100
合計(E)=(A)+(B)+(C)+(D)	13,785	34,763	26,260	18,100
比率 (E)／総貸出	8.7%	25.5%	27.3%	22.6%

（5）償却・引当方針

従来の償却・引当方針

弊行では、商法・企業会計原則・決算経理基準および日本会計士協会の「実務指針」等に則り、適正に実施された自己査定に基づく償却引当をおこなうべく「償却引当基準」を策定しております。

《体制の強化》

償却・引当の客觀性を確保するために、そのベースとなる自己査定、償却・引当手続、ならびにその結果について、審査部より独立した与信管理部がその手続き・内容に関して内部監査を実施しております。また、自己査定の結果および一連の内部統制については、監査法人による外部監査を実施しております。

《償却・引当の概要》

貸出金および貸出金に準ずる資産の償却・引当については、上記の自己査定による債務者区分に応じて以下の通り実施しております。

正常先債権・要注意先債権

債務者区別に債権額に対して過去の一定期間における各々の貸倒実績率を乗じた金額を一般貸倒引当金として計上しております。なお、要注意先については要管理先とそれ以外とに区分し、各々の貸倒実績率に基づき一般貸倒引当金を計上しております。

破綻懸念先債権

債権額から担保および保証等による回収可能見込み額を控除し、その残額のうち必要と認める額を個別貸倒引当金として計上しております。

実質破綻先債権・破綻先債権

債権額から担保および保証等による回収可能見込み額を控除し、その残額を個別貸倒引当金として計上ないし直接償却しております。

《平成11年3月期決算における償却・引当》

平成11年3月期においては、償却・引当方針に基づき、一般貸倒引当金繰入を含めて総額3兆2,145億円の不良債権処理を実施しました。

なお、保有「不適」資産に対する引当については、決算時点において整理回収機

構への譲渡時期・譲渡価額が未定であったことから、同時期に公表された株価算定委員会による弊行株価算定における評価額をベースに引当をおこないました。

《平成11年9月中間決算における償却・引当》

平成11年9月中間決算においては、不適資産の整理回収機構への譲渡が開始されたことから、主に上記株価算定時点から譲渡時に至るまでの資産劣化分として資産売却損を計上したことに加え、適資産についても経時劣化に対応し、かつ平成11年7月より適用となった新しい金融検査マニュアル等に準拠して、債務者区分の一部見直しをおこなった結果、総額1兆570億円の不良債権処理を実施しました。

公的資金による株式等の引受等を踏まえた自主的・積極的な償却・引当方針

弊行としては、新しい経営体制のもとで金融検査マニュアル等に準拠した適切かつ保守的な自己査定および償却・引当を実施していく所存です。

(図表15) 不良債権処理状況

(億円)

	10/3月期 実績	11/3月期 実績	11/9月期 実績	12/3月期 見込
不良債権処理損失額 (A)	6,166	28,315	10,570	10,795
貸出金償却	515	38	27	27
個別貸倒引当金繰入	3,331	26,244	2,708	2,733
CCPC向け債権売却損	57	96	—	—
協定銀行等への資産売却損(注)	—	—	7,665	7,665
その他債権売却損	298	319	59	259
その他	1,965	1,619	111	111
一般貸倒引当金繰入額(▲取崩)(B)	▲259	3,829	▲1,930	▲620
合計 (A)+(B)	5,908	32,145	8,640	10,175

(注)金融機能の再生のための緊急措置に関する法律第53条で定められた

協定銀行等への債権売却損

(図表16) 不良債権償却原資

(億円)

	10/3月期 実績	11/3月期 実績	11/9月期 実績	12/3月期 見込
業務純益(一般貸倒引当金繰入前)	1,388	923	▲307	▲430
国債等債券関係損益	▲133	▲106	▲4	0
株式等損益	1,587	▲3,642	▲415	3,403
不動産処分損益	350	512	2	14
内部留保利益	2,583	7,870	—	—
その他	0	26,482	9,360	7,188
合計	5,908	32,145	8,640	10,175

《不適資産処理状況》

(億円)

	資産判定時 不適資産残高 平10/10	回収等		
		第1回 RCC宛売却 平11/8	第2回 RCC宛売却 平12/2	回収等
貸付金関連資産	47,168	26,241	14,850	6,077
株式	1,035	1	25	1,009
債券その他の有価証券	336	8	1	327
動産・不動産	486	2	48	436
その他の資産	1,337	1,335	0	2
合計	50,362	27,587	14,924	7,851

(図表17)過去1年間の倒産先(平10/10~11/9)

(件数.億円)

倒産1年前の 行内格付	件数	金額
R3	3	49
R4	4	8
R5	12	6,734
R6	3	1,353
R7	17	4,328
S1	34	4,271
S2	5	287
S3	2	198
計	80	17,228

(注)小口(与信額50百万円未満)を除く本邦系企業。

管理部等における管理・回収方策

弊行では、従来より不良資産を集中管理することにより、管理の強化と処理・回収の効率化を図るべく、専門の本部の下で、専担部（融資第一部・融資第二部）や各店に専門の担当を設置し、処理・回収の促進を進めてまいりました。

平成11年8月に不適資産を整理回収機構（RCC）宛売却したことにより、上記専担部門の大半の資産がRCCに移管され、不良債権の回収、処理はほぼ終了したことから、専担部体制を解消し、所管本部も審査部への一本化を図りました。

不良債権の売却等による処理、回収の方針

従来は、償却・引当と共同債権買取機構向け売却(売却債権累計5,583億円)が不良債権処理の中心でしたが、非本邦向け貸出の市場売却を積極的に活用してきたほか、国内貸出の売却にも一部着手する等、売却による回収もおこなってきました。

また、不適資産については、整理回収機構宛の売却を実施いたしました。

弊行としましては、今後の不良債権のマーケット動向も踏まえつつ、不良債権の最終処理のための有効な手段として活用していく方針です。

債権放棄についての考え方

取引先からの債権放棄の要請に対しましては、平成11年1月20日付の「金融再生委員会の運営の基本方針」に示されている考え方則り、以下の諸点を総合的に勘案して、慎重に対応していく所存であります。

債権放棄を通じて取引先の再建が図られ、残存債権の健全化といった経済合理性が認められること。

債権放棄による支援により、企業破綻による社会的損失を回避しうること。
再建計画等を通じて当該取引先の経営責任が明確にされていること。

(6) 含み損益の状況と今後の処理方針

上場有価証券に関しては平成11年3月期末より低価法を採用しており、非上場債券・投資信託等についても含み損を有していたものは処分済みであることから、今後特段の処理が必要となる含み損は存在しません。

また、株式につきましては、その価格変動リスクを勘案し、保有を極力圧縮していく方針です。処分にあたりましては、預金保険機構への売却も活用して慎重に対応していく予定であり、顧客取引と市場に与える影響に十分配慮していく所存です。

動産不動産に関しても、平成11年3月期末に海外資産を中心に特定資産処分損失引当金を計上し、含み損に対する損失引当をおこなっており、当面特段の処理を要するものは認められません。

(図表18) 含み損益総括表

(億円)

	11／3月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	18,061	18,978	917	936	19
債券	1,828	1,848	19	22	3
株式	15,964	16,856	892	909	16
その他	269	274	5	5	0
金銭の信託	592	592	—	—	—
再評価差額金(注1)	—	—	—	—	—
不動産含み損益	343	498	156	202	46
その他の資産の含み損益(注2)	—	—	401	—	—

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づく事業用の土地の再評価は実施しておりません。

(注2)デリバティブ取引に係る含み損益には損益計上している経過利息部分が+58億円含まれております。

(億円)

	11／9月末				
	貸借対照表 価額	時価	評価損益	評価益	評価損
有価証券	17,598	20,579	2,982	3,003	21
債券	1,734	1,750	16	16	0
株式	15,448	18,408	2,960	2,981	21
その他	416	421	6	6	0
金銭の信託	524	524	—	—	—
再評価差額金(注1)	—	—	—	—	—
不動産含み損益	304	399	95	146	51
その他の資産の含み損益(注2)	—	—	774	—	—

(注1)「土地の再評価に関する法律」に基づく事業用の土地の再評価は実施しておりません。

(注2)デリバティブ取引に係る含み損益には損益計上している経過利息部分が+136億円含まれております。

(7) 金融派生商品等取引動向

特別公的管理下におけるデリバティブ取引については、顧客取引やALM上の必要最小限の取引に限定したことから想定元本、信用リスク相当額とも大幅に減少しました。

また、デリバティブ取引に関するリスク管理（ポジション、損益）については、日次でフロントから独立したリスク統轄部において一元的に管理され、経営陣宛報告がおこなわれております。また、ポートフォリオの時価評価・リスク管理体制に関しては外部専門家によるコンサルティングを受け、さらなる管理体制の高度化に取り組んでおります。

(図表19)オフバランス取引総括表

(億円)

	契約金額・想定元本		信用リスク相当額(与信相当額)	
	11／3月末	11／9月末	11／3月末	11／9月末
金融先物取引	6,746	1,410	—	—
金利スワップ	219,908	179,413	6,808	5,201
通貨スワップ	25,921	17,436	2,317	1,914
先物外国為替取引	9,229	4,959	503	650
金利オプションの買い	5,764	3,277	39	29
通貨オプションの買い	—	34	—	3
その他の金融派生商品	2,555	2,585	—	—
一括ネットティング契約による与信相当額削減効果	—	—	▲4,051	▲2,948
合 計	270,123	209,114	5,617	4,848

(注)契約金額・想定元本は、BIS自己資本比率基準ベースに、取引所取引・原契約

期間14日以内の外国為替関連取引、オプションの売りを加えたもの。

信用リスク相当額(与信相当額)はBIS自己資本比率ベース

(図表20)信用力別構成(11／9月末時点)

(億円)

	格付BBB/Baa以上に相当する信用力を有する取引先	格付BB/Ba以下に相当する信用力を有する取引先	その他	合計
信用リスク相当額(与信相当額)	3,367	1,481	—	4,848
信用コスト	2,206	1,098	—	3,304
信用リスク量	1,162	383	—	1,545

以 上

優先株式の概要

1. 優先株式の名称	株式会社日本長期信用銀行第三回乙種優先株式（以下「本優先株式」という。）。
2. 株式の種類および額面・無額面の別	無額面乙種優先株式。
3. 発行株式数	6億株。
4. 発行価額	1株につき400円。
5. 発行価額の総額	2,400億円
6. 発行価額中資本に組入れない額	1株につき30円（資本組入額の総額2,220億円）。
7. 申込期日	平成12年3月31日。
8. 払込期日	平成12年3月31日。
9. 発行年月日	平成12年4月1日。
10. 配当起算日	平成12年4月1日。
11. 発行方法	株式会社整理回収機構に直接全額割当てる方法により発行する。
12. 優先配当金 (非累積条項)	優先配当金の額は、本優先株式1株につき年4円84銭とする。ただし、当該営業年度において第13項に定める優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。尚、第一回優先配当金は、平成12年4月1日から平成13年3月31日までの1年間に応する1株につき4円84銭とする。 ある営業年度において本優先株式に対して支払われる利益配当金の額が上記優先配当金の額に達しないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。
(非参加条項)	本優先株式に対しては、上記優先配当金を超えて配当は行われない。

13. 優先中間配当金

優先中間配当金の額は、本優先株式1株につき2円42銭とする。

14. 普通株式への転換

(1) 転換を請求し得べき期間

平成17年8月1日から平成19年7月31日までとする。ただし、当行株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための一定の日（以下「基準日」という。）を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

(2) 転換の条件

本優先株式は、下記の転換の条件で当行の額面普通株式（以下「普通株式」という。）に転換することができる。

(イ) 当初転換価額

当初転換価額は、平成17年8月1日（以下「転換開始日」という。）時点での時価とする。ただし、計算の結果当初転換価額が300円（以下「下限転換価額」という。）を下回る場合は、当初転換価額は下限転換価額とする。また計算の結果当初転換価額が400円（以下「上限転換価額」という。）を上回る場合は当初転換価額は上限転換価額とする。

「時価」とは、普通株式が転換開始日に先立つ45取引日目時点でいずれかの証券取引所に上場されている又はいずれかの店頭売買有価証券登録原簿に登録されている（以下「上場している」という。）場合は転換開始日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の取引所（当該証券取引所又は当該店頭売買有価証券登録原簿を備える証券業協会の開設する店頭売買有価証券市場（以下「店頭市場」という。）を指すものとする。尚、上記45取引日目の時点で普通株式が上場もしくは取引されている証券取引所又は店頭市場が合わせて複数に及ぶ場合には、当該45取引日の間の出来高の合計額が最も多い証券取引所又は店頭市場を指すものとする。以下「取引所」という。）における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、また当該時点で上場していない場合は次に定める算式による1株当たり純資産額とする。

$$\begin{array}{rcl}
 1 \text{ 株当たり} & = & A - B \\
 \text{純資産額} & & \text{期末発行済普通株式数} + C
 \end{array}$$

A = 直近決算期末に於ける、連結財務諸表の用語、様式および作成方法に関する規則に基づき作成される連結貸借対照表資本の部合計金額

B = 期末発行済本優先株式の発行価額の総額

C = 期末発行済甲種優先株式を発行条件に従い普通株式に転換したと仮定した場合の普通株式数

その計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日（上場していない場合は直近決算期末翌日から転換開始日。）の間に、下記（ハ）に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は（ハ）に準じて調整される。

（口）転換価額の修正

転換価額は、平成18年8月1日（以下「修正日」という。）にその時点での時価に修正される。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。また計算の結果修正後転換価額が上限転換価額を上回る場合は、修正後転換価額は上限転換価額とする。

「時価」とは、普通株式が修正日に先立つ45取引日目時点での時価に修正される。ただし、計算の結果修正後転換価額が下限転換価額を下回る場合は、修正後転換価額は下限転換価額とする。また計算の結果修正後転換価額が上限転換価額を上回る場合は、修正後転換価額は上限転換価額とする。

その計算は円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日（上場していない場合は直近決算期末翌日から修正日。）の間に、下記（ハ）に定める転換価額の調整事由が生じた場合には、上記の時価は（ハ）に準じて調整される。

（ハ）転換価額の調整

A 本優先株式発行後次のいずれかに該当する場合には、転換価額（下限転換価額、上限転換価額を含む。）を次に定める算式（以下「転換価額調整式」という。）により調整する。ただし、転換価額調整式により計算される転換価額が普通株式の額面金額の2倍の額を下回る場合には、普通株式の額面金額の2倍の額をもって調整後転換価額とする。

$$\begin{aligned}
 & \text{調整後} \quad \text{調整前} \quad \times \quad \frac{\text{既発行}}{\text{普通株式}} \quad + \quad \frac{\text{新規発行}}{\text{普通株式数}} \times \frac{1 \text{株当たり}}{\text{払込金額}} \\
 & \text{転換価額} \quad \text{転換価額} \quad \times \quad \frac{\text{既発行普通}}{\text{株式数}} + \frac{\text{新規発行普通}}{\text{株式数}} \quad 1 \text{株当たり時価}
 \end{aligned}$$

転換価額調整式の計算については、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、払込期日の翌日以降、又は募集のための株主割当日がある場合はその翌日以降これを適用する。

株式の分割により普通株式を発行する場合。

調整後の転換価額は、株式の分割のための株主割当がある場合はその日の翌日以降、又、株式の分割のための株主割当日がない場合は商法220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日の翌日以降、これを適用する。

ただし、配当可能利益から資本に組入れられることを条件としてその部分をもって株式の分割により普通株式を発行する旨取締役会で決議をする場合で、当該配当可能利益の資本組入の決議をする株主総会の終結の日以前の日を株式の分割のための株主割当日とする場合には、調整後の転換価額は、当該配当可能利益の資本組入の決議をした株主総会の終結の日の翌日以降、これを適用する。

転換価額調整式に使用する時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券を発行する場合調整後の転換価額は、その証券の発行日に、又は募集のための株主割当日がある場合はその日の終わりに、発行される証券の全額が転換又はすべての新株引受権が行使されたものとみなし、その発行日の翌日以降又はその割当日の翌日以降これを適用する。

普通株式に転換又は新株引受権を行使できる証券であって、転換価額又は新株引受権の行使価額が発行日に決定されておらず後日一定の日（以下「価額決定日」という。）の時価を基準として決定されるものとされ

ている証券を発行した場合において、決定された転換価額又は行使価額が転換価額調整式に使用する時価を下回る場合調整後の転換価額は当該価額決定日に残存する証券の全額が転換又はすべての新株引受権が行使されたものとみなし、当該価額決定日の翌日以降これを適用する。

- B 上記（ハ）Aに掲げる場合のほか、合併、資本の減少又は普通株式の併合等により転換価額（下限転換価額、上限転換価額を含む。）の調整を必要とする場合には、当行取締役会が適当と判断する転換価額に変更される。
- C 転換価額調整式に使用する1株当たり時価は、調整後転換価額を適用する日（ただし、上記（ハ）A ただし書きの場合には株主割当日。）に先立つ45取引日目時点で普通株式が上場している場合は当該45取引日目に始まる30取引日の取引所における普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とし、又当該時点で上場していない場合は14-（2）-（イ）に定める算式による1株当たり純資産額とする。その計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、上記45取引日（上場していない場合は直近決算期末翌日から上記適用する日または株主割当日。）の間に、上記（ハ）A又はBに定める転換価額の調整事由が生じた場合には、調整後転換価額は上記（ハ）A又はBに準じて調整される。
- D 転換価額調整式に使用する調整前転換価額は、調整後転換価額を適用する前日において有効な転換価額とし、又、転換価額調整式で使用する既発行普通株式数は株主割当日がある場合はその日の、又、株主割当日がない場合は次に定める日における当行の発行済普通株式数とする。

株式の分割を行う場合には、商法第220条にて準用する商法第215条第1項に規定された一定の期間満了の日。

その他の場合には、調整後転換価額を適用する日の1カ月前の日。

- E 転換価額調整式で使用する1株当たりの払込金額とは、（1）上記（ハ）A の時価を下回る払込金額をもつ

て普通株式を発行する場合には、当該払込金額（金銭以外の財産による払込の場合には適正な評価額）、（2）上記（ハ）A の株式分割により普通株式を発行する場合は0円、（3）上記（ハ）A の時価を下回る価額をもって普通株式に転換又は新株引受権行使できる証券を発行する場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額、（4）上記（ハ）A の決定された転換価額又は行使価額が転換価額調整式の時価を下回る場合には、当該転換価額又は新株引受権の行使価額をそれぞれいうものとする。

（3）転換により発行すべき普通株式数

本優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\frac{\text{本優先株主が転換請求のために} \\ \text{転換により発行}}{\text{すべき普通株式数}} = \frac{\text{提出した本優先株式の発行価額総額}}{\text{転換価額}}$$

転換により発行すべき普通株式数の算出に当たって1株未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

（4）転換により発行する株式の内容

株式会社日本長期信用銀行額面普通株式（現在1株の額面金額50円）。

（5）転換請求受付場所

名称：東洋信託銀行株式会社
住所：東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
事務取扱場所：東京都千代田区丸の内一丁目4番3号
東洋信託銀行株式会社証券代行部

（6）転換の効力発生

転換の効力は、転換請求に要する書類及び本優先株式の株券が上記（5）に記載する転換請求受付場所に到達したときに発生する。ただし、本優先株式の株券が発行されていないときは、株券の提出を要しない。

（7）普通株式への一斉転換

平成19年7月31日までに転換請求のなかった本優先株式は、平成19年8月1日をもって、本優先株式1株の払込金相当額を平成19年8月1日に先立つ45取引日目時点での普通株式が上場している場合は当該45取引日目に始まる30取引日の取引所における当行の普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く）、又当該時点で上場していない場合は14-（2）-（イ）に定める算式による1株当たり純資産額で除して得られる数の普通株式となる。

ただし、平均値又は1株当たり純資産額の計算は、円単位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。尚、この普通株式の数は、優先株式1株につき3分の4株を上限とし、1株を下限とする。

ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、当該併合または分割前の上限株数または下限株数に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を、当該併合または分割後の上限株数または下限株数とする。上記の普通株式数の算出において1株に満たない端数が生じたときは、商法に定める株式併合の場合に準じてこれを取扱う。

(8) 期中転換又は
一斉転換があった
場合の取扱い

本優先株式の転換により発行された普通株式に対する最初の利益配当金又は中間配当金は、転換の請求又は一斉転換が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。

15. 残余財産の分配

当行は、残余財産の分配をするときは、本優先株主に対し普通株主に先立ち本優先株式1株につき400円を支払う。本優先株主に対しては、上記400円のほか残余財産の分配は行わない。

16. 消却

当行は、いつでも本優先株式を買入れ、これを株主に配当すべき利益をもって当該買入価額により消却することができる。

17. 議決権

本優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、当行株主総会において議決権を有しない。

18. 新株引受権等

当行は、法令に別段の定めある場合を除くほか、本優先株式について株式の併合又は分割を行わない。本優先株主に対し、新株の引受権または転換社債もしくは新株引受権付社債の引受権を与えない。

19. 既存優先株式
との優先順位

残余財産分配権および配当請求権において既に発行している優先株式と同順位とする。

20. 上記各項については、各種の法令に基づく届出、許認可の効力発生を条件とする。

以上